

軌道法について

1. 法律の内容

軌道法は、一般交通の用に供するため敷設する軌道に関する事業法規であり（第1条）、軌道の特許（第3条）、道路敷設の原則（第2条）、工事施行の認可（第5条）、運賃、料金の認可（第11条）等について規定している。

軌道は、その形態において道路に敷設されるという特色を有し、道路交通を補完するものとしての機能を持つものであることから、原則として専用敷に敷設される鉄道とは別個の法体系により規律することとしている。

2. 法律の体系

